

## 総会運営細則

(平成19年6月22日制定、平成22年11月1日改定)

### (目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款に定める事項のほか、本法人の総会の運営に関し必要な事項を定める。

### (種類)

第2条 総会は、通常総会と臨時総会に区分する。

2. 通常総会は、年次学術大会の会期中もしくはその前後の日に開催する。

### (成立)

第3条 総会は、正会員の4分の1以上の出席をもって成立する。

2. 総務担当理事は、監事とともに総会の開会に先立ち、正会員数を確認し、成立要件を満たしていることを総会に報告しなければならない。

### (正会員以外の出席)

第4条 正会員以外の者が、総会に出席しようとする時には、あらかじめ理事長に届け出なければならない。

2. 理事長は、必要と認める時、理事会の承認を得て、前項に規定された者以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

### (議長)

第5条 総会の議長は、理事長とする。

2. 議長は、必要と認める時は理事の中から副議長を選任することができる。副議長は、議長を補佐する。

### (議事録署名人)

第6条 議長は、議事に先立ち、正会員の中から2名の議事録署名人を選出しなければならない。

### (議案の通知)

第7条 理事長は、総会の目的及び審議事項を総会開催通知とともに正会員に通知しなければならない。

### (議事録)

第8条 総会の議事録には、次の各号に掲げられた事項が記載されなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
- (4) 報告事項の概要
- (5) 審議事項の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

### (細則の変更)

第9条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。